

一時帰休に伴う標準報酬月額の時決定及び随時改定について

観光産業健康保険組合

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合の標準報酬の決定及び改定は、次のとおり取り扱います。

定時決定

標準報酬の時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合においては、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬を決定すること。

ただし、標準報酬の決定の際、既に一時帰休の状況が解消している場合は、当該時決定を行う年の9月以後において受けるべき報酬をもって報酬月額を算定し、標準報酬を決定すること。

随時改定

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合は、これを固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象とすること。

ただし、当該報酬のうち固定的賃金が減額され支給される場合で、かつ、その状態が継続して3か月を超える場合に限るものであること。

なお、休業手当等をもって標準報酬の決定又は改定を行った後に一時帰休の状況が解消したときも、随時改定の対象とすること。

Q&A

問1 一時帰休による休業手当等が支払われた日は、支払基礎日数に含まれるのか。

一時帰休による休業手当等が支払われた日も、**支払基礎日数に含まれます。**

問2 時決定の算定対象月に休業手当等が支払われた月があり、標準報酬月額の決定の際に一時帰休の状態が解消していない場合、休業手当等が支払われた月のみで標準報酬月額を決定するのか。

休業手当等が支払われた月のみで決定するわけではありません。

例えば、時決定の対象月である4・5・6月のうち、4・5月は通常の給与の支払を受けて6月のみ一時帰休による休業手当等が支払われた場合には、6月分は休業手当等を含めて報酬月額を算定した上で、4・5・6月の報酬月額を平均して標準報酬月額を決定します。

問3 時決定の算定対象月に休業手当等が支払われた月がある場合、標準報酬月額の決定に当たって、一時帰休の状態が解消しているかどうかを判断する必要があるが、どの時点で一時帰休解消を判断することになるのか。

7月1日時点で判断します。

問4 どのような場合が一時帰休が解消している状態にあたるのか。

7月1日の時点で、現に低額な休業手当等の支払いが行われておらず、その後も低額な休業手当等が支払われる見込みがない場合をいいます。

一時帰休が解消している場合は、算定基礎届の備考欄に一時帰休が解消した旨を記載してください。なお、公共職業安定所への休業計画の提出の有無や、労使間での一時帰休解消に関する合意の有無等を別途確認します。

問5 標準報酬月額の設定にあたって、一時帰休が解消していたために休業手当等を含まない報酬で定時決定を行ったが、その後、結果的に9月までの間に再び一時帰休の状態となって休業手当等が支給された場合、定時決定の内容を訂正することができるか。

標準報酬月額の設定後に再び一時帰休の状態となって休業手当等が支払われたとしても、定時決定の訂正は認められません。なお、このようなケースについては、再び休業手当等が支払われることとなった月から起算して、随時改定に該当するか否かを判断します。

問6 「9月以降において受けるべき報酬」とは、どのように算出するのか。

7月1日の時点で一時帰休の状況が**解消している場合**の定時決定では、休業手当等を除いて標準報酬月額を決定することから、通常の給与を受けた月における報酬の平均により、標準報酬月額を算出します。

例えば4・5月に通常の給与を受けて6月に休業手当等を受けた場合、4・5月の報酬の平均を「9月以降において受けるべき報酬」として定時決定を行います。同様に4月に通常の給与をうけて5・6月に休業手当を受けた場合、4月の報酬を「9月以降において受けるべき報酬」とします。なお、4・5・6月の全てにおいて休業手当等を受けた場合は、休業手当等を含まずに決定又は改定された直近の標準報酬月額により、定時決定を行います。

問7 一時帰休に伴う随時改定は、低額な休業手当等の支払いが継続して3か月を超える場合に行うこととなるが、いつの時点から3か月を起算するのか。

3か月は暦日ではなく、**月単位で計算します**。

例えば、月末締め月末払いの事業所において一時帰休の開始日を2月10日とした場合は、5月1日をもって「3か月を超える場合」に該当し、2・3・4月の報酬を平均して2等級以上の差が生じていれば、5月以降の標準報酬月額から随時改定となります。

なお、5月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合には、3か月を超えないため、随時改定は行いません。

問8 一時帰休期間中に休業手当等の支給割合が変更した場合は、随時改定の対象となるのか。

随時改定の対象となります。

問9 一時帰休期間中に休業日数が変更となった場合は、随時改定の対象となるのか。

単に休業の日数が変更となった場合は、随時改定の対象とはなりません。

問 10 一時帰休の状況が継続している間に固定的賃金の変動した場合は、随時改定の対象となるか。

随時改定は、固定的賃金の変動が報酬に反映された月を起算月として扱うこととしているが、一時帰休に伴う休業手当等が支払われた月に固定的賃金の変動した場合、その固定的賃金の変動が正確に報酬月額に反映されないため、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなくなった月から起算して3か月の報酬を平均することによって、随時改定を行います。

問 11 一時帰休中の者に対し、定時決定において年間平均を用いた保険者算定の取り扱いは適用できるか。

当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがあるかどうかによって判断します。

① 当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがある場合

年間平均を用いた保険者算定のルールを適用できます。4月～6月までのうち、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなかった月における報酬月額の平均と、前年7月～当年6月（一時帰休に伴う休業手当等を受けた月は除く。）までの報酬月額の平均を比較して、標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じれば対象となります。

なお、4月～6月の全ての月で、一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合は、年間平均を用いた保険者算定の対象外となります。

② 当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがない場合

年間平均を用いた保険者算定のルールを適用できません。

事例（給与：未締め、当月払い）

事例1

4月	5月	6月	7月	8月	勤務状況
通常	一時帰休	通常勤務			4/1～10 通常勤務、4/11～5/31 一時帰休 6/1～ 通常勤務
算定 (定時決定)	7/1 現在で一時帰休が解消しているため、通常勤務（報酬）であった6月の報酬のみで標準報酬月額を決定する。				
月変 (随時決定)	一時帰休の期間が3か月を超えていないため、随時改定は該当しない。				

事例2

4月	5月	6月	7月	8月	勤務状況
通常	一時帰休		通常勤務		4/1～30 通常勤務、5/1～7/15 一時帰休 7/16～ 通常勤務
算定 (定時決定)	7/1 現在で一時帰休が解消していないため、休業手当等を受けている5・6月の報酬も含め、4・5・6月の報酬月額を平均して標準報酬月額を決定する。				
月変 (随時決定)	一時帰休の期間が3か月を超えていないため、随時改定は該当しない。 なお、一時帰休が解消した場合は、休業手当等の支払いがなくなった8月を起算月とし8・9・10月の報酬月額の平均に2等級以上の差があれば随時改定となる。(11月月変)				

事例3

4月	5月	6月	7月	8月	勤務状況
通常	一時帰休		通常勤務		4/1~20 通常勤務、4/21~7/15 一時帰休 7/16 ~ 通常勤務
算定 (定時決定)	7月に随時改定となるため、定時決定なし。(2等級差がなく随時改定不該当の場合は、事例2と同じ)				
月変 (随時決定)	一時帰休の期間は月単位で計算するため、4月を含め6月で3か月間、7/1をもって「3か月を超える場合」に該当する。4・5・6月の報酬月額に2等級以上の差があれば随時改定となる。(7月月変) なお、一時帰休が解消した場合も、休業手当等の支払いがなくなった8月を起算月とし8・9・10月の報酬月額の平均をもって随時改定となる。(11月月変)				

事例4

4月	5月	6月	7月	8月	勤務状況
通常	一時帰休		通常勤務		4/1~10 通常勤務、4/11~6/30 一時帰休 7/1 ~ 通常勤務 5/1 固定的賃金の変動
算定 (定時決定)	7/1 現在で一時帰休が解消しているが、4・5・6月すべての月で休業手当等を受けているため、標準報酬月額は従前等級で決定する。				
月変 (随時決定)	一時帰休の期間が3か月を超えていないため、一時帰休に伴う随時改定は該当しない。5月の固定的賃金の変動は随時改定の対象となるが、休業手当等が支払われなくなった7月を起算月とするため、7・8・9月の報酬月額の平均に2等級以上差があれば随時改定となる。(10月月変)				

算定基礎届の総括表に
一時帰休の状況を記入
する欄がありますので、
必ず記入してください。

算定基礎届 総括表

一時帰休 状況	項目	3月	4月	5月	6月	7月1日現在
	一時帰休の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	有の場合 その対象者数	全員・一部 (人)	全員・一部 (人)	全員・一部 (人)	全員・一部 (人)	全員・一部 (人)
	有の場合 その期間	～ 日	～ 日	～ 日	～ 日	～ 日